

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：令和3年11月25日（令和3年（行情）諮問第518号）及び令和4年1月12日（令和4年（行情）諮問第16号）

答申日：令和7年1月17日（令和6年度（行情）答申第806号及び同第809号）

事件名：特定団体に係る平成30年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業実績報告書の一部開示決定に関する件
特定団体に係る平成30年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年8月23日付け20210625公開九州第2号及び同年10月6日付け20210930公開九州第2号により、九州経済産業局長（以下「処分庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、各審査請求書及び各意見書によれば、おおむね以下のとおりである。なお、資料の記載は省略する。

（1）審査請求書1（原処分1について）

本件決定通知書に列举された不開示部分は、下記第3の1（2）ア（ア）及び（ソ）に掲げる部分を除き、いずれも、法5条各号が開示しなければならない情報の例外として掲げる情報に該当しない。

（2）審査請求書2（原処分2について）

本件決定通知書に列举された不開示部分は、下記第3の1（2）イ（ア）、（ケ）、（コ）及び（ス）に掲げる部分を除き、いずれも、法5条各号が開示しなければならない情報の例外として掲げる情報に該当しない。

(3) 意見書1 (原処分1について)

ア 下記第3の1 (3) ア (ア)、(ウ) 及び (キ) について

(ア) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律 (以下「伝産法」という。)

の目的及び基本指針の定めるところに鑑みれば、それに基づいて交付された補助金による補助事業 (以下「本件補助事業」という。)

を実施する補助事業者は、「伝統的な技術又は技法に熟練した者」の「技術又は技法」が「正しく後継者に伝承」されるよう、その「技術又は技法」を広く公開し、それに対する国民の関心を喚起することで、「後継者」の候補者が現れる環境を整え、それらを育成していくことが期待されていると考えられる。

(イ) そうすると、地域の伝統的工芸品産業の担い手である補助事業者

(特定団体) が、技術・技法の保存に関する本件補助事業のために個々の「伝統的な技術又は技法に熟練した者」が提供してくれた「自らの有する技術又は技法」を、補助事業者の「独自のノウハウ情報等」として囲い込み、それを「公にすることにより、他者による模倣等」が生じ、補助事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害するなどと言い立てて、こうした技術・技法を国民の目に触れないようにするというのは、伝産法の目的、趣旨及びその基本方針に反する、本末転倒の議論と言わねばならない。諮問庁の言うような「おそれ」が客観的に存在しないことは明らかである。

(ウ) そもそも、「独自のノウハウ情報等」は、補助事業者 (特定団体)

ではなく、個々の「伝統的な技術又は技法に熟練した者」に帰属するはずである。そして、仮にそれらの者が自らの技術・技法を承継する者を広く求めることよりも他者の模倣による競争を避止することを優先したいと思うのであれば、「補助事業者が自らの経営資源を投じた研究・調査活動により確立してきた独自のノウハウ情報等」と位置づけられてしまうような本件補助事業に対して、「自らの技術又は技法」を秘匿する (補助事業に協力しない) か、または共有しても差し支えない範囲でそれらを披歴しているはずである。

(エ) 上記 (イ) で述べたとおり、伝産法に基づく補助金を受けて、それらの技術・技法の一部を記録しようとする補助事業者の競争上の地位など問題にする余地がないことはもちろん、上記 (ウ) で述べたとおり、技術又は技法を提供した者の競争上の地位その他正当な権利が害するおそれも客観的に存在しないことは明らかである。

よって、諮問庁の主張は失当である。

イ 下記第3の1 (3) ア (イ)、(カ)、(ケ)、(コ) 及び (シ) について

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、法5条1

号が適用されないので、その限りにおいては開示がなされるべきことは当然である。

ウ 下記第3の1(3)ア(エ)、(ク)、(ケ)及び(サ)について
(ア)法の趣旨、目的をも考慮すると、形式的に営業上、経営上又は財務上の秘密の属する情報に当たれば、その全てが非公開とされると解するのは相当でなく、当該情報の性質、内容、公にされている情報との関連性、これらを取り巻く具体的情勢などの要素を総合考慮した上、最高裁判決の示す客観的おそれの有無に従い、その充足性を判断するのが相当である。

また、「情報公開法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準」も、法5条2号イにいう「害するおそれ」の「『おそれ』の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる」といしている。

(イ)諮問庁は、「おそれ」の根拠として、「公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、関係者に対する業務妨害の誘発等」を主張するのみであり、抽象的かつ「確率的な可能性」を訴えているにすぎず、およそ「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に認められる場合」には当たらない。

(ウ)したがって、諮問庁の主張は失当である。

エ 結論

以上のとおりであるから、審査請求の趣旨のとおり、求める情報の全てを開示するとの裁決を求める次第である。

(4)意見書2(原処分2について)

上記(3)と概ね同旨。

(5)意見書3(原処分1及び原処分2について)

諮問庁は、原処分において不開示とした部分について、別表2に記載された部分を開示することとしたものであるが、依然として不開示とする部分が多数残されている。

審査請求人は、既に提出済みの意見書で述べたとおり、なお不開示とされている部分を含めて当該行政文書全体を開示するとの裁決を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 諮問の概要

ア 審査請求人は、令和3年6月11日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、「平成30年度伝統的工芸品産業支援補助金(特定団体)の交付申請書及び補助事業実績報告書」の開示請求(以

下「本件開示請求」という。)を行い、処分庁は、同月25日付けでこれを受け付けた。

イ 本件開示請求に対し、処分庁は、令和3年7月2日付けで、法13条1項の規定に基づき第三者に対する意見提出機会の付与を行い、同月19日付けで、法11条の規定に基づき開示決定等の期限について特例規定の適用を行う決定を行った上で、法9条1項の規定に基づき、同年8月23日付け20210625公開九州第2号をもって、法5条1号及び2号イに該当する部分を除いて開示する原処分1を行った。

ウ これに対して、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）2条の規定に基づき、令和3年8月30日付けで、諮問庁に対し、原処分1で法5条1号に該当するため不開示とした部分の一部及び同条2号イに該当するため不開示とした部分の一部を開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行い、諮問庁は同月31日付けでこれを受理した。

エ その後、処分庁は、法9条1項の規定に基づき、令和3年10月6日付け20210930公開九州第2号をもって、法5条1号、2号イ及び6号に該当する部分を除いて開示する原処分2を行った。

オ これに対して、審査請求人は、行審法2条の規定に基づき、令和3年10月15日付けで、諮問庁に対して、原処分2で法5条1号に該当するため不開示とした部分の一部及び同条2号イに該当するため不開示とした部分の一部を開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求2」といい、「本件審査請求1」と併せて「本件審査請求」という。）を行い、諮問庁は同月18日付けでこれを受理した。

カ 本件審査請求を受け、諮問庁は、審査請求人の主張について、原処分の妥当性につき慎重に精査したところ、審査請求人の主張に理由はないため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

(2) 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ及び6号に該当する部分を不開示とし、その他の部分を開示する原処分を行った。

原処分において、不開示とした部分とその理由は、以下のとおりである。

ア 原処分1

(ア) 行政文書中、「法人等代表者印」の「印影」については、認証的機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

(イ) 行政文書中、「1. (1) 実施補助事業の内容」に係る一部記載

については、公にすることにより、当該具体事業内容等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

(ウ) 行政文書中、「1. (2) 補助事業の成果・効果」に係る一部記載については、公にすることにより、当該具体事業成果等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

(エ) 行政文書中、「2. (2) (ロ) 経費の内訳」記載のうち、「技術・技法の記録収集・保存事業」の「備考」欄記載の一部については、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当するため、不開示とした。

(オ) 行政文書中、「2. (2) (ロ) 経費の内訳」記載のうち、「技術・技法の記録収集・保存事業」の「備考」欄記載の「技法」及び「外注先等」については、公にすることにより、当該事業内容及び参画事業者名が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

(カ) 行政文書中、「別紙1 事業参加者」記載のうち、「1. 産地の参画事業者」に係る記載の一部については、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

(キ) 行政文書中、「別紙1 事業参加者」記載のうち、「2. 外部の専門家・委員」に係る記載については、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当するため、不開示とした。

(ク) 行政文書中、「別紙2 補助事業の実施内容〈技術・技法の記録収集・保存事業〉」の一部記載については、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当するため、不開示とした。

(ケ) 行政文書中、「別紙2 補助事業の実施内容〈技術・技法の記録収集・保存事業〉」の「(1) 謝金」及び「(12) 委託費・外注費等」記載のうち、「技法等」に係る記載及び図画の一部については、公にすることにより、当該具体事業内容等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

(コ) 行政文書中、「別紙2 補助事業の実施内容〈技術・技法の記録収集・保存事業〉」の「(12) 委託費・外注費等」記載のうち、「①外注先・委託先」については、公にすることにより、当該事業

に参画している具体事業者名等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

(サ) 行政文書中、「別紙2 補助事業の実施内容〈技術・技法の記録収集・保存事業〉」記載のうち、「事業実施状況写真」については、特定の個人を識別することができるとともに、公にすることにより、当該具体事業内容等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条1号及び2号イに該当するため、不開示とした。

(シ) 行政文書中、「別紙2 補助事業の実施内容〈需要開拓事業〉」記載のうち、「(2) 旅費」及び「(4) 会議費」の一部記載については、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当するため、不開示とした。

(ス) 行政文書中、「別紙2 補助事業の実施内容〈需要開拓事業〉」の「(10) 会場設営費等」の「備考」欄記載の一部については、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

(セ) 行政文書中、「別紙2 補助事業の実施内容〈需要開拓事業〉」記載のうち「事業実施状況写真」の一部については、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当するため、不開示とした。

(ソ) 行政文書中、「平成30年度伝統的工芸品産業支援補助事業チェックリスト」記載のうち「確認者(経理責任者)」の「氏名、個人名印の印影」については、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当するため、不開示とした。

イ 原処分2

(ア) 行政文書中、「法人等代表者印」、「法人印」及び「個人事業者印」の「印影」については、認証的機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。

(イ) 行政文書中、「役員名簿」に係る記載については、特定の個人を識別することができるとともに、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、法5条1号に該当するため、不開示とした。

(ウ) 行政文書中、「事業参加者」記載のうち、「1. 産地の参画事業者」に係る記載の一部(事業者名、従業員数、所属組合・団体等)

については、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

(エ) 行政文書中、「事業参加者」記載のうち、「1. 産地の参画事業者」に係る記載の一部（技法関係記載）については、公にすることにより、当該具体事業内容の一端が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

(オ) 行政文書中、「事業参加者」記載のうち、「2. 外部の専門家・委員」に係る記載については、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当するため、不開示とした。

(カ) 行政文書中、「事業計画書（技術・技法の記録収集・保存事業）」記載のうち、⑤、⑦及び⑧欄に記載の「技法等」、「事業の実施場所」及び「委託予定先」については、公にすることにより、当該具体事業内容及び参画事業者名が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

(キ) 行政文書中、「事業計画書（技術・技法の記録収集・保存事業）」記載のうち、⑤及び⑦欄に記載の「個人名」については、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当するため、不開示とした。

(ク) 行政文書中、「平成30年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請が遅延した理由について」記載の一部については、当該法人の内部事情に係る記載であり、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

(ケ) 行政文書中、「補助金等口座振込書」記載の一部（金融機関名、預貯金別、口座名義人、口座番号）については、当該法人等の内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

(コ) 行政文書中、「補助金等口座振込書」記載の一部（債主コード）については、当省の内部管理情報であり、公にすることにより、国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に該当するため、不開示とした。

(サ) 行政文書中、「■経費の「算出基礎」で用いる単価の根拠資料」のうち、「④記録フィルム撮影・編集・製作費」、「⑬映像制作／

設営／装飾費」及び「⑮体験用原材料費」に係る添付書類（2018.6.18付け御見積書、2017年11月07日付けご請求書、30年7月24日付け見積書）記載の一部（事業者名、所在地、電話番号、FAX番号、管理番号、銀行口座番号・名義情報）については、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名やその内部管理情報等が明らかとなり、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした。

（シ）行政文書中、「■経費の「算出基礎」で用いる単価の根拠資料」のうち、「④記録フィルム撮影・編集・製作費」及び「⑮体験用原材料費」に係る添付書類記載の一部（個人名、役職、個人名の印影）については、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当するため、不開示とした。

（ス）行政文書中、「■経費の「算出基礎」で用いる単価の根拠資料」のうち、「⑭（運送費）特定運送会社」に係る添付書類記載の一部（携帯電話番号、個人名、個人名の印影）については、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当するため、不開示とした。

（3）審査請求人の主張についての検討

審査請求人は、処分庁が、法5条1号に該当するため不開示とした部分の一部、同条2号イに該当するとして不開示とした部分の一部（当審査会注：上記（2）ア（イ）ないし（セ）、上記（2）イ（イ）ないし（ク）、同（サ）及び（シ））を開示することを求めているので、以下、当該不開示部分の不開示情報の該当性について、具体的に検討する。

ア 原処分1

（ア）上記（2）ア（イ）及び（ウ）については、技術・技法の記録収集・保存事業において映像として記録した「具体的技法」に係る記載であるが、これらは補助事業の具体事業内容であるとともに補助事業者の独自のノウハウ情報等に該当するものであることから、公にすることにより、他者による模倣等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、これを不開示とした原処分は妥当である。

（イ）上記（2）ア（エ）については、技術・技法の記録収集・保存事業における当該事業参画者の「個人名」であるが、当該事業参画者は公にされているものとは認められず、公にすることにより、当該個人が特定され、当該個人に対する不法行為等を誘発するおそれがあることから、法5条1号に該当するため、これを不開示とした原処分は妥当である。

- (ウ) 上記(2)ア(オ)については、技術・技法の記録収集・保存事業において映像として記録した「具体的技法」、映像の製作及び原材料確保対策事業に係る「外注先名」、「連携先団体名」であり、これらは補助事業の具体事業内容であるとともに公にすることにより、関係者に対する業務妨害の誘発等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした原処分は妥当である。
- (エ) 上記(2)ア(カ)については、当該補助事業参画事業者の「事業者名」、「従業員数」、「補助事業中の役割」、「所属組合・団体等」であるが、当該事業画者は公にされているものとは認められず、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、関係者に対する業務妨害の誘発等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした原処分は妥当である。
- (オ) 上記(2)ア(キ)については、事業に参画している外部の専門家・委員の「氏名」、「所属・役職」、「業種」、「専門分野・役割・選定理由等」であるが、当該事業参画者は公にされているものとは認められず、公にすることにより、当該個人が特定され、当該個人に対する不法行為等を誘発するおそれがあることから、法5条1号に該当するため、不開示とした原処分は妥当である。
- (カ) 上記(2)ア(ク)については、当該事業参画者の「個人名」及び「所属・役職」であるが、当該事業参画者は公にされているものとは認められず、公にすることにより、当該個人が特定され、当該個人に対する不法行為等を誘発するおそれがあることから、法5条1号に該当するため、不開示とした原処分は妥当である。
- (キ) 上記(2)ア(ケ)については、技術・技法の記録収集・保存事業において映像として記録した「具体的技法」、「技法保持事業者名」及びDVDに掲載された「具体的技法に係る写真」であるが、これらは補助事業の具体事業内容であるとともに補助事業者の独自のノウハウ情報等に係るものであり、公にすることにより、具体事業内容等が明らかとなり、他者による模倣等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、これを不開示とした原処分は妥当である。
- (ク) 上記(2)ア(コ)については、技術・技法の記録収集・保存事業における映像製作の「外注先名」であるが、当該事業参画者は公にされているものとは認められず、公にすることにより、当該事業者に対する業務妨害の誘発等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するた

め、不開示とした原処分は妥当である。

(ケ) 上記(2)ア(サ)については、技術・技法の記録収集・保存事業における事業参画者の「個人名」、「所属・役職」、「個人顔貌を含む事業風景」並びに映像として記録した「具体的技法」、「技法保持事業者名」であるが、当該事業参画者は公にされているものとは認められず、公にすることにより、当該個人が特定され、当該個人に対する不法行為等を誘発するおそれがあり、また「具体的技法」、「技法保持事業者名」については補助事業の具体事業内容であるとともに、補助事業者の独自のノウハウ情報等に係るものであり、公にすることで、具体事業内容等が明らかとなり、他者による模倣等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条1号及び2号イに該当するため、これを不開示とした原処分は妥当である。

(コ) 上記(2)ア(シ)については、需要開拓事業における事業参画者の「個人名」及び「所属・役職」であるが、当該事業参画者は公にされているものとは認められず、公にすることにより、当該個人が特定され、当該個人に対する不法行為等を誘発するおそれがあることから、法5条1号に該当するため、不開示とした原処分は妥当である。

(サ) 上記(2)ア(ス)については、需要開拓事業における「外注先名」であるが、当該事業参画者は公にされているものとは認められず、公にすることにより、当該事業者に対する業務妨害の誘発等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、これを不開示とした原処分は妥当である。

(シ) 上記(2)ア(セ)については、当該事業参画者の「個人名」、「所属・役職」及び「個人顔貌を含む事業風景」であるが、特定の個人を識別することができるものであり、法5条1号に該当するため、これを不開示とした原処分は妥当である。

イ 原処分2

(ア) 上記(2)イ(イ)については、当該事業参画者の「個人名」、「生年月日」、「性別」及び「会社名」であるが、当該事業参画者は公にされているものとは認められず、公にすることにより、当該個人が特定され、当該個人に対する不法行為等を誘発するおそれがあることから、法5条1号に該当するため、不開示とした原処分は妥当である。

(イ) 上記(2)イ(ウ)については、当該補助事業参画事業者の「事業者名」、「従業員数」、「所属組合・団体等」に係る記載である

が、当該事業参画者は公にされているものとは認められず、公にすることにより、当該事業に参画している具体事業者名等が明らかとなり、関係者に対する業務妨害の誘発等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした原処分は妥当である。

(ウ) 上記(2)イ(エ)については、技術・技法の記録収集・保存事業において映像として記録した「具体的技法」に係る記載であるが、これらは補助事業の具体事業内容であるとともに補助事業者の独自のノウハウ情報等に該当するものであることから、公にすることにより、他者による模倣等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、これを不開示とした原処分は妥当である。

(エ) 上記(2)イ(オ)については、事業に参画している外部の専門家・委員の「氏名」、「所属・役割」、「業種」、「専門分野・役割・選定理由等」であるが、当該事業参画者は公にされているものとは認められず、公にすることにより、当該個人が特定され、当該個人に対する不法行為等を誘発するおそれがあることから、法5条1号に該当するため、不開示とした原処分は妥当である。

(オ) 上記(2)イ(カ)については、技術・技法の記録収集・保存事業において映像として記録した「具体的技法」、「事業の実施場所」及び「委託予定先」であるが、「具体的技法」については、補助事業の具体事業内容であるとともに補助事業者の独自のノウハウ情報等に該当するものであることから、公にすることにより、他者による模倣等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また「事業の実施場所」及び「委託予定先名」については、公にされているものとは認められず、公にすることにより、当該事業者に対する業務妨害の誘発等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、これを不開示とした原処分は妥当である。

(カ) 上記(2)イ(キ)については、技術・技法の記録収集・保存事業に係る当該事業参画者の「個人名」であり、当該事業参画者は公にされているものとは認められず、公にすることにより、当該個人が特定され、当該個人に対する不法行為等を誘発するおそれがあることから、法5条1号に該当するため、不開示とした原処分は妥当である。

(キ) 上記(2)イ(ク)については、当該補助事業者の内部事情に係る記載であり、当該情報は公にされているものとは認められず、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な

利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした原処分は妥当である。

(ク) 上記(2)イ(サ)については、「見積事業者の事業者名、所在地、電話番号、FAX番号、管理番号、銀行口座番号・名義情報」に係る記載であるが、公にすることにより、補助事業者の具体取引内容や内部管理情報等が明らかとなり、関係者に対する業務妨害の誘発等、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため、不開示とした原処分は妥当である。

(ケ) 上記(2)イ(シ)については、見積書等に記載された「個人名、役職、個人名印の印影」であるが、当該事業参画者は公にされているものとは認められず、公にすることにより、当該個人が特定され、当該個人に対する不法行為等を誘発するおそれがあることから、法5条1号に該当するため、不開示とした原処分は妥当である。

(4) 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

2 補充理由説明書

原処分において不開示とした部分について、改めて精査した結果、別表2に掲げる部分については、開示することとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| ① 令和3年11月25日 | 諮問の受理（令和3年（行情）諮問第518号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同年12月14日 | 審議（同上） |
| ④ 令和4年1月5日 | 審査請求人から意見書1及び資料を収受（同上） |
| ⑤ 同月12日 | 諮問の受理（令和4年（行情）諮問第16号） |
| ⑥ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑦ 同月28日 | 審議（同上） |
| ⑧ 同月31日 | 審査請求人から意見書2及び資料を収受（同上） |
| ⑨ 令和6年7月31日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議（令和3年 |

(行情) 諮問第 5 1 8 号及び令和 4 年
(行情) 諮問第 1 6 号)

⑩ 同年 1 1 月 1 3 日 諮問庁から補充理由説明書を収受 (同上)

⑪ 同月 1 8 日 審査請求人から意見書 3 を収受 (同上)

⑫ 令和 7 年 1 月 1 0 日 令和 3 年 (行情) 諮問第 5 1 8 号及び令和 4 年 (行情) 諮問第 1 6 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる 2 文書である。

審査請求人は、処分庁が、法 5 条 1 号、2 号イ及び 6 号に該当するため不開示とした部分のうち、法人代表者の印影、特定団体の振込先情報、経理責任者及び債主コードに係る記載を除く部分 (以下「本件不開示部分」という。) の開示を求めており、諮問庁は、本件不開示部分のうち、別表 2 に掲げる部分は開示するとしているが、その余の別表 1 に掲げる部分 (以下、「本件不開示維持部分」という。) は、同条 1 号及び 2 号イに該当するため、なお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

本件対象文書は、平成 3 0 年度伝統的工芸品産業支援補助金に関して、特定団体が提出した交付申請書及び補助事業実績報告書であり、本件不開示維持部分は、別表 1 に掲げる部分である。

(1) 別表 1 の番号 1 に掲げる部分について

ア 当該部分には、本件補助事業に係る外部の専門家・委員の氏名、所属・役職、業種及び専門分野・役割・選定理由等、特定団体の役員名簿の一部、請求書等の宛先、請求書等の作成に係る担当者の氏名及び個人の顔貌が記載されていることが認められる。

イ 当該部分は、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定団体は法人格を有さない任意団体であり法人登記はなされていないとの説明があった。したがって、当該部分には、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

ウ 次に、法 6 条 2 項による部分開示の可否について検討すると、外部の専門家・委員、特定団体の役員、見積書等の宛先、見積書等の作成に係る担当者の氏名及び個人の顔貌は個人識別部分に該当すると認め

られることから、同項による部分開示の余地はなく、また、その余の部分は、これを公にすると、一定の関係者にとっては、当該個人を特定することが可能となり、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、同項による部分開示をすることはできない。

したがって、当該部分を明らかにすることは、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 別表1の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分には、本件補助事業に係る参画事業者の従業員数が記載されていることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、参画事業者の従業員数は、当該事業者が公にしていない経営上の情報であり、一般に手工業性の高い産業において従業員数は製品の生産体制・コスト構造と密接に関連していることから、これを公にすると、当該事業者のコスト構造等の経営状況が推察され、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした原処分は妥当であると判断したとの説明があった。

ウ 当該部分を公にすると、参画事業者のコスト構造等の経営状況が推察されるとする上記イの諮問庁の説明は否定し難い。したがって、当該部分を明らかにすることは、特定団体及び参画事業者の正当な利益を不当に害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 別表1の番号3に掲げる部分について

ア 当該部分には、特定団体が本件補助事業の申請に至った経緯が記載されていることが認められる。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分に記載された経緯は、経済産業省及び特定団体のいずれも公表していないものであり、当該部分を公にすると、特定団体の運営方針及び当該方針に対する評価等が明らかとなり、特定団体が事業活動を行う上での信用ひいては競争上の地位の低下につながる可能性が生じ、今後の団体運営に影響を与え、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした原処分は妥当であると判断したとの説明があった。

ウ 当該部分を公にすると、特定団体の運営方針及び当該方針に対する評価等が明らかとなり、今後の団体運営に係る意思決定に影響を与えるとする上記イの諮問庁の説明は否定し難い。したがって、当該部分を明らかにすることは、特定団体の正当な利益を不当に害するおそれ

があると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 別表1の番号4に掲げる部分について

ア 当該部分には、本件補助事業に係る外注先事業者の銀行口座情報が記載されていることが認められる。

イ また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分に記載された情報は、外注先事業者による公表の事実を確認できず、当該情報の性質からも取引関係者に対し必要な場合にのみ開示する情報と考えられるとの説明があった。

ウ 上記イの諮問庁の説明を踏まえれば、当該部分については、外注先事業者の事業活動において取引関係者に対し必要な場合にのみ示されるものであり、当該事業者が自らこれを公表していない限り、その内部管理情報としてみだりに外部に知らせるべき性格の情報ではないことから、これを明らかにすることは、当該事業者の正当な利益を不当に害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号及び2号イに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 太田匡彦、委員 佐藤郁美

別紙 本件対象文書

文書1 平成30年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る補助事業実績報告書
(平成31年3月29日付、特定団体)

文書2 平成30年度伝統的工芸品産業支援補助金に係る交付申請書(平成30年9月12日付、特定団体)

別表 1（本件不開示維持部分）

番号	文書番号	頁	該当箇所
1	文書 1	5	（ロ）経費の内訳備考欄の委員の氏名
	文書 1	8	2. 外部の専門家・委員に係る記載
	文書 1	9	別紙 2 補助事業の実施内容〈技術・技法の記録収集・保存事業〉の委員、受託事業者の氏名、所属及び役職の一部
	文書 1	1 2	事業実施状況写真（技術・技法の記録収集・保存事業） ①企画会議の参加者の氏名、所属及び役職、企画会議の写真の顔部分及び撮影風景の写真の顔部分
	文書 1	1 3	（実演等旅費）の「長崎べっ甲フェアにおける実演」に係る支出先以外の支出先の氏名
	文書 1	1 4、 1 5	委員及びオブザーバーの氏名、所属及び役職
	文書 1	1 7、 1 8	事業実施状況写真（需要開拓事業）需要開拓事業企画会議の参加者の氏名、所属及び役職、需要開拓事業企画会議の写真の顔部分、長崎べっ甲フェアの写真の顔部分、長崎歴史文化博物館体験 P R イベントの写真の顔部分、成果検討会議の参加者の氏名、所属及び役職、成果検討会議の写真の顔部分
	文書 2	3	役員名簿に係る記載の一部（別表 2 に掲げる部分を除く）
	文書 2	5	2. 外部の専門家・委員に係る記載
	文書 2	4 5	■経費の「算出基礎」で用いる単価の根拠資料⑬（映像制作／設営／装飾費）添付資料（需要開拓）ご請求書等記載の一部（取引先担当者の氏名及び個人印、お客様担当者の氏名）
2	文書 1	7	別紙 1 事業参加者 1. 産地の参画事業者の従業員数
	文書 2	4	事業参加者 1. 産地の参画事業者の従業員数
3	文書 2	1 4	平成 3 0 年度伝統的工芸品産業支援補助金交付申請が遅延した理由についての記載の一部

4	文書 2	4 5	■経費の「算出基礎」で用いる単価の根拠資料⑬（映像制作／設営／装飾費）添付資料（需要開拓）ご請求書等記載の一部（取引銀行及び口座情報）
---	------	-----	--

当審査会事務局において整理した。

別表 2（新たに開示することとする部分）

文書番号	頁	該当箇所
文書 1	2	全て
文書 1	5	委員の氏名を除く部分
文書 1	7	別紙 1 事業参加者 1. 産地の参画事業者の事業者名、補助事業中の役割及び所属組合・団体等
文書 1	9 ないし 1 2	技法及び被撮影者に係る記載、別紙 2 補助事業者の実施内容〈技術・技法の記録収集・保存事業〉（受託事業者）の屋号、（1 2）委託費・外注費等（外注費）①外注先・委託先の名称、DVD パッケージの写真、企画会議の写真のうち顔部分を除く部分及び撮影風景の写真のうち顔部分を除く部分
文書 1	1 3	（実演等旅費）の「長崎べっ甲フェアにおける実現」に係る出張者の氏名
文書 1	1 6	全て
文書 1	1 7、1 8	需要開拓事業企画会議の写真のうち顔部分を除く部分、長崎べっ甲フェアの写真のうち顔部分を除く部分、実演者の氏名、長崎歴史文化博物館体験 PR イベントの写真のうち顔部分を除く部分及び成果検討会議の写真のうち顔部分を除く部分
文書 2	3	役員名簿の会長の氏名
文書 2	4	事業参加者 1. 産地の参画事業者の事業者名、補助事業中の役割及び所属組合・団体等
文書 2	1 0、1 1、2 1	2 1 頁の代表者印の印影を除く全て
文書 2	4 5、4 6	管理 NO、商号、住所及び連絡先に関する記載